

福祉医療費(マル福)受給者証の更新について

平成28年4月1日で福祉医療費(マル福)受給者証が切替となる方にお知らせします。3月中に新しい受給者証を送付いたします。更新申請の手続きは、自動更新により省略されますが、医療保険に変更がある方は、新しい保険証のコピーを福祉保健課にお届けください。

平成28年4月1日に切替となる方

身体障害者手帳1～3級、もしくは療育手帳Aをお持ちの方で、被用者保険本人以外の方(国民健康保険、またはご家族の保険の扶養となっている方)が対象となります。現在お持ちの受給者証(白色)の有効期間をご確認ください。

※福祉医療費制度とは、下記に該当する町民の医療費を無料化する制度です。

現在受給していない人で、条件に当てはまる人がいましたら下記担当までご連絡ください。

1. 中学校3年生までの子ども
 2. ひとり親家庭の18歳までの子ども
 3. 療育手帳(A)または身体障害者手帳(1～3級)をお持ちの方
 4. 身体障害者手帳(4～6級)をお持ちの方で65歳以上の方
- ※それぞれに所得制限が設けられており、制限以上だと非該当となります。

※4は、被用者保険本人の場合は非該当となります。
 ※今年、中学校(ひとり親家庭は高校)を卒業する子どもは、3月31日で福祉医療費受給終了です。

| | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福祉医療費受給者証 | | | | | | | | | |
| 対象区分及び負担者番号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 受給者番号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住所 | 秋田県八峰町〇〇字〇〇 | | | | | | | | |
| 氏名 | 八峰 太郎 | | | | | | | | |
| 生年月日 | 〇〇年〇月〇日 | | | | | | | | |
| 有効期間 | 平成〇〇年〇月〇日から平成28年3月31日まで | | | | | | | | |
| 発及 | この有効期間が「平成28年3月31日」となっている方には、3月中に新しい受給者証を郵送します。 | | | | | | | | |
| 交付年月日 | 平成 年 月 日 | | | | | | | | |

被保険者証(組合員証)と一緒に医師さんの窓口に出してください。

■問合せ・手続き先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608

消防署からのお知らせ

山火事防止統一標語「誓います 森の安全 火の始末」

原野・林野火災にご注意！

今年は降雪・積雪が少なく、これからは空気が乾燥し火災の起こりやすい気象状況となることから原野・林野火災の発生が懸念されます。昨年は能代山本広域管内で、林野火災が4件発生しています。林野火災防止のために、火気を取り扱う際は、以下のことに十分注意しましょう。

●たき火の際の注意

- ・風が弱くても突風などで飛び火するおそれがあるため、たき火の最中はその場を離れない。
- ・たき火をするときは、水バケツ、スコップ等を準備しておく。
- ・後始末は十分にいき、完全に消火したことを確認してからその場を離れる。

●喫煙の際の注意

- ・たばこの投げ捨ては、絶対に行わない。
- ・吸い殻入れに捨てる場合にも、完全に火を消してから捨てる。
- ・山林内の休憩所等吸い殻入れのあるところ以外では、たばこを吸わない。



■問合せ先 能代山本広域市町村圏組合 八峰消防署 ☎76-3119



税務会計課からのお知らせ

平成28年度からの軽自動車税が大きく変わります！

平成28年度から軽自動車税の税率が大きく変わります。すでに広報でお知らせしている部分もありますが、改めてお知らせします。

| 車種 | 税率 | 原付一種 (50cc以下) | 原付二種 (乙) (90cc以下) | 原付二種 (甲) (125cc以下) | 軽二輪 (250cc以下) | 小型自動二輪 (250cc超) | ミニカー | 小型特殊 (農耕用) | 小型特殊 (その他) |
|----------|--------|------------------|-------------------------|--------------------------|------------------|--------------------|--------|---------------|---------------|
| | | 平成28年度から | 2,000円 | 2,000円 | 2,400円 | 3,600円 | 6,000円 | 3,700円 | 2,400円 |
| 平成27年度まで | 1,000円 | 1,200円 | 1,600円 | 2,400円 | 4,000円 | 2,500円 | 1,600円 | 4,700円 | |

| 車種 | 要件 | 種類 | 税率 |
|--|---|------------------|---------|
| 軽四輪 | 平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両(平成27年度と同額) | 乗用(自家用) | 7,200円 |
| | | 貨物(自家用) | 4,000円 |
| | | 貨物(営業用) | 3,000円 |
| | 平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両 | 乗用(自家用) | 10,800円 |
| | | 貨物(自家用) | 5,000円 |
| | | 貨物(営業用) | 3,800円 |
| 最初の新規検査から13年経過した車両 平成28年度の対象は自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成14年」以前 | 乗用(自家用) | 12,900円 | |
| | 貨物(自家用) | 6,000円 | |
| | 貨物(営業用) | 4,500円 | |
| 軽四輪 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査をした軽四輪で次に該当するものには平成28年度課税分について特例措置があります。 | 特例措置(軽課)が適用される要件 | |
| | | 種類 | 税率 |
| | 電気自動車及び天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの) | 乗用(自家用) | 2,700円 |
| | | 貨物(自家用) | 1,300円 |
| | | 貨物(営業用) | 1,000円 |
| | 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち右記に該当するもの | 乗用(自家用) | 5,400円 |
| | | 貨物(自家用) | 2,500円 |
| | | 貨物(営業用) | 1,900円 |
| | ※ガソリン・ハイブリット車に限る | 乗用(自家用) | 8,100円 |
| | | 貨物(自家用) | 3,800円 |
| 貨物(営業用) | | 2,900円 | |

■問合せ先 八峰町税務会計課 ☎76-4604